

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第28条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。

2 嘱託職員及び非常勤職員等の給与については、別に定める。

(給与の種類)

第2条 この規程において給与とは、給料及び次の各号に掲げる手当をいう。

- (1) 管理職手当
- (2) 扶養手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 期末手当
- (8) 勤勉手当
- (9) 管理職員特別勤務手当
- (10) 大学院研究指導手当
- (11) 大学院授業手当
- (12) 地域貢献手当
- (13) 入試手当
- (14) 大学入学共通テスト手当
- (15)及び(16) 削除
- (17) 資格取得等支援業務手当
- (18) 削除
- (19) 施設管理手当
- (20) 深夜勤務手当

2 教員には、前項第5号に掲げる手当は適用しない。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合又は就業規則第41条の2で規定する裁量労働制に関するみなし勤務時間制を適用しない場合は、予算の範囲内で当該手当を支給することができる。

3 給料とは、就業規則第41条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、第1項に掲げる手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員に適用する給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 教員給料表（別表第1）
- (2) 事務職員給料表（別表第2）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 理事長は、前2項の規定に基づいてすべての職員の級を決定し、それぞれ第1項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(給料の決定)

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給基準に基づき理事長が決定する。

2 就業規則第21条第1項による再雇用者に対する給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(昇給等の基準)

第5条 理事長は、第3条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。）させるのは、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

4 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準により決定するものとする。

6 教員給料表が適用される職員は、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

7 事務職員給料表が適用される職員は、55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第5項の規定の適用については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、その者の勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 満65歳に達した教員給料表が適用される職員の給料は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、給料月額の上限を500,000円とし、500,000円に満たない場合はその額とする。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(再雇用非常勤職員)

第5条の2 再雇用者で非常勤の職員の給料月額は、第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、その者の正規の勤務時間を就業規則第41条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第6条 給料は、月の1日から末日までを計算期間（以下「給与期間」という。）とし、毎月21日に支給する。ただし、支給日が就業規則第45条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときに、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給す

るとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割り計算を行うものとする。

第7条 扶養手当、住居手当、通勤手当、大学院研究指導手当、管理職手当及び施設管理手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給できないときは、その日後に支給することができる。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当、地域貢献手当、入試手当、大学入学共通テスト手当、TOEIC試験手当、TEAS審査手当、資格取得等支援業務手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

3 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、各支給日前において、その日に最も近い休日でない日とする。

第8条 給与は、職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める者に支給する。

2 管理職手当の額は定額とし、別表第3に定めるとおりとする。なお、複数の管理職を兼ねる場合においては、金額の高い額の手当のみ支給する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの(以下「事務9級職員」という。)に対しては支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等 1人につき6,500円(事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「事務8級職員」という。)にあっては3,500円)

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族 1人につき10,000円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当を受けようとする者は、理事長が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該提出内容に変更を生じた場合には、速やかに理事長に届け出なければならない。

6 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(住居手当)

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（公立大学法人公立鳥取環境大学教員住宅管理規程第2条第1項に規定する住宅へ入居している職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額を、次に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）に11,000円を加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。（通勤手当）

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

(3) 路線バス等と連携したスクールバス（以下「スクールバス」という。）を通勤のために利用することを常例とする職員（スクールバスを利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であってスクールバスを利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）。以下同じ。）につき、理事長が別の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき次表に定める額

自動車等の片道の使用距離	月額
2キロメートル以上5キロメートル未満	1,900円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円

10キロメートル以上15キロメートル未満	6,900円
15キロメートル以上20キロメートル未満	9,600円
20キロメートル以上25キロメートル未満	12,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	15,000円
30キロメートル以上35キロメートル未満	17,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	20,400円
40キロメートル以上45キロメートル未満	23,100円
45キロメートル以上50キロメートル未満	25,800円
50キロメートル以上55キロメートル未満	28,500円
55キロメートル以上60キロメートル未満	31,200円
60キロメートル以上65キロメートル未満	33,900円
65キロメートル以上70キロメートル未満	36,600円
70キロメートル以上	39,300円

(3) 前項第3号に掲げる職員 利用期間を年度単位とした当該年度間利用できる乗車証を当該職員に限り1通支給する。

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第46条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（休日における勤務を除く。）の時間又は割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、割り振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間（次条第2項の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）が1か月（第6条第1項に規定する給与期間とする。）について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給

与額に100分の150（その勤務が、午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割り振り変更前の正規の勤務時間外である場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第14条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日に準ずる日において勤務した職員に支給する休日勤務手当については、理事長が別に定める。ただし、休日勤務について勤務日の振り替えを行った場合には、本条を適用しない。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第15条 第13条及び前条の規定は、第9条第1項に規定する理事長が別に定める者には、適用しない。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める日（次条及び第18条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあつては、公立大学法人公立鳥取環境大学職員育児休業等に関する規程（以下、「育児休業等に関する規程」という。）第16条第5項、介護短時間勤務職員にあつては、公立大学法人公立鳥取環境大学職員介護休業等に関する規程（以下、「介護休業等に関する規程」という。）第15条の2第7項の規定により算定した給料月額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、第4項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に別表第4に定める割合（以下「加算割合」という。）を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち別表第5に定める職員にあつては、同表に定める額に給料月額（育児短時間勤務職員にあつては、育児休業等に関する規程第16条第5項、介護短時間勤務職員にあつては、介護休業等に関する規程第15条の2第7項の規定により算定した給料月額）に同表に定める割合（以下「管理加算割合」という。）を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を期末手当基礎額とする。

（期末手当の支給制限）

第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当は、支給しない。

（1） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第65条第5号の規

定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第18条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思量するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、その旨を書面で通知するとともに、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第7条第4項に定める日に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

3 理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、死亡した職員にあっては、退職し又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、育児休業等に関する規程第16条第5項、介護短時間勤務職員にあっては、介護休業等に関する規程第15条の2第7項の規定により算定した給料月額）とする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

6 第16条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「第4項」とあるのは、「第19条第4項」と読み替えるものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第20条 管理職員特別勤務手当は、第9条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員（次項において「管理監督員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超える場合の勤務にあたっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 副学長及び事務局長 10,000円

(2) 学部長、研究科長、人間形成教育センター長、サステイナビリティ研究所長、地域イノベーション研究センター長、事務局次長及び企画監 8,000円

(3) 副学長補佐 7,000円

(4) 副学部長、学科長、副研究科長、専攻長、人間形成教育センター副センター長、情報メディアセンター長、情報メディアセンター副センター長、国際交流センター長、学生支援センター長、就職支援センター長、アドミッションセンター長、AI・数理・データサイエンス教育研究センター長、サステイナビリティ研究所副所長、地域イノベーション研究センター副センター長、国際交流センター副センター長、学生支援センター副センター長、就職支援センター副センター長、アドミッションセンター副センター長、AI・数理・データサイエンス教育研究センター副センター長、特命学長補佐、課長、室長（理事長が承認したものに限る）、参事及び西部サテライトキャンパス所長 6,000円

(大学院研究指導手当)

第21条 大学院研究指導手当は、公立鳥取環境大学学部（以下「学部」という。）の専任教員のうち、公立鳥取環境大学大学院（以下「大学院」という。）において大学院生の研究指導を担当する者に支給する。

2 大学院研究指導手当の月額は、次の表によるものとする。

修士課程	研究指導を行う大学院生の人数にかかわらず、当該月の給料額に100分の3を乗じて得た額とする。
------	--

3 月の途中において大学院生の研究指導を担当しないこととなった場合は、当該日の属する月の研究指導手当は支給する。

(大学院授業手当)

第22条 大学院授業手当は、学部の専任教員のうち、大学院の授業科目又は演習科目（特別研究、特別設計演習等及び研究指導に相当する科目を除く。）を担当する者に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する大学院研究指導手当の支給を受ける期間については、大学院授業手当は支給しない。

3 大学院授業手当の額は、次の表によるものとする。

修士課程	授業科目又は演習科目（特別研究、特別設計演習等及び研究指導に相当する科目を除く。）2時間を15回担当するごとに50,000円とする。
------	--

4 前項の授業科目又は演習科目がオムニバス形式、複数担任制等、複数の教員が担当する場合においては、担当教員数及び担当時数により按分し支給する。

5 前項の授業科目又は演習科目が期の途中で閉講となった場合は、担当実績に基づき支給する。

6 大学院授業手当の支給日は、第6条第1項に規定する給料の支給日のうち9月及び3月とする。

(地域貢献手当)

第23条 地域貢献手当は、教員が、本学が主催する事業で学長が認めたもの（以下「公開講座等」という。）において、本学の学生以外の者への教育サービスの提供として講義等の業務に従事したときに支給する。

2 地域貢献手当の額は、1時間につき3,000円とする。ただし、1日当たりの限度額は、16,800円とする。

3 高等学校での説明会への出席、各種会議等での研究事例発表など、教育サービスの提供と認められないものについては、この手当は支給しない。

(入試手当)

第24条 入試手当は、教員が学部又は大学院の入学者選抜試験の問題作成、採点等の業務に従事したときに支給する。

2 入試手当の額は、次に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 教科・科目の問題作成業務 1回当たり40,000円（責任者は60,000円）

(2) 教科問題の作成補助業務 1回当たり10,000円

(3) 小論文等の問題作成業務 1回当たり10,000円

(4) その他の問題作成業務 1回当たり10,000円

(5) 面接業務・採点業務 1回当たり10,000円

(大学入学共通テスト手当)

第25条 大学入学共通テスト手当は、教員が大学入学共通テストの試験実施業務に従事したときに支給する。

2 大学入学共通テスト手当の額は、1日当たり10,000円とする。ただし、業務に従事し

た時間が4時間以内の場合の手当の額は、5,000円とする。

第26条及び第27条 削除

(資格取得等支援業務手当)

第28条 資格取得等支援業務手当は、教員が本学の学生に対して資格取得支援及び基礎学力等向上など、授業以外で講座等の業務に従事したときに支給する。

- 2 資格取得等支援業務手当の額は、1時間につき2,000円とする。ただし、業務に従事した時間が1時間30分以上2時間未満の場合の手当の額は3,000円とし、1日当たり限度額は10,000円とする。

第28条の2 削除

(施設管理手当)

第28条の3 施設管理手当は、施設の管理業務に従事する再雇用職員に支給する

- 2 施設管理手当の額は、月額20,000円とする。
- 3 第1項に規定する職員が、月の1日から末日までに全日数にわたって勤務しなかった場合には、当該月にかかる施設管理手当は支給しない。

(深夜勤務手当)

第28条の4 深夜勤務手当は、就業規則第41条の2で規定する裁量労働制に関するみなし勤務時間制を適用する教員に支給する。

- 2 深夜勤務手当の額は、深夜に勤務すること（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合）を命ぜられた勤務時間1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じた額とする。

(給与の減額)

第29条 職員が勤務をしないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(介護休暇中の給与)

第30条 就業規則第57条に該当して休暇を承認された場合は、前条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(母性健康管理の措置中の給与)

第31条 就業規則第59条第2項に該当する措置中は、第29条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられたときは、3年を限度としてその期間中給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。

- 2 職員が業務外の傷病により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その在職期間が1年以上の者に限り1年（結核の場合は2年）を限度として給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当（勤務した期間がない場合を除く）の100分の80を支給する。

- 3 職員が就業規則第14条第1項第2号、第3号及び第5号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その期間の給与は、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60を基準として理事長が定める額を支給する。

(育児休業中の給与)

第33条 公立大学法人公立鳥取環境大学職員育児休業等に関する規程第2条に規定する育児休

業の適用を受けている職員（この条において「育児休業職員」という。）には、その期間中の給与は原則として支給しない。

2 第16条第1項に規定するそれぞれの基準日における育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、前項の規定にかかわらず、第16条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日における育児休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、第1項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業職員は、その期間において昇給を行わない。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、復職時に昇給を行うものとし、休業前の勤務実績を加味して調整するものとする。

（介護休業中の給与）

第34条 公立大学法人公立鳥取環境大学職員介護休業等に関する規程第5条に規定する介護休業の適用を受けている職員（この条において「介護休業職員」という。）には、その期間中の給与は原則として支給しない。

2 第16条第1項に規定するそれぞれの基準日における介護休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、前項の規定にかかわらず、第16条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第19条第1項に規定するそれぞれの基準日における介護休業職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある者には、第1項の規定にかかわらず、第19条第2項の規定により在職期間に応じて当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 介護休業職員は、その期間において昇給を行わない。ただし、第5条第4項の規定にかかわらず、復職時に昇給を行うものとし、休業前の勤務実績を加味して調整するものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第35条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

（時間外勤務等の記録）

第36条 理事長は、時間外勤務、休日勤務命令簿を作成し、必要な事項を記入して保管しなければならない。

（派遣職員の給与）

第37条 鳥取県又は鳥取市から法人に派遣された職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、鳥取県職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3条）（以下「県給与条例」という。）又は鳥取市一般職の職員の給与の特例に関する条例（昭和17年鳥取市条例第42号）（以下「市給与条例」という。）その他関係規程の定めるところによる。

（派遣役員の給与）

第38条 鳥取県又は鳥取市の職員が、鳥取県知事又は鳥取市長の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員を兼ねる職員となった者の給与については、この規程の規定にかかわらず、法人と鳥取県又は鳥取市との協定等により県給与条例又は市給与条例その他関係規程の定めるところによることができる。

（再雇用職員についての適用除外）

第38条の2 第10条の規定は、再雇用職員には、適用しない。

（委任）

第39条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関して必要な事項は、理事長が別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除

- 5 前大学職員の学校法人鳥取環境大学職員としての期間及び前センター職員の財団法人とつとり地域連携・総合研究センター職員としての期間は、期末手当及び勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

- 6 この規程の施行前に解散前の学校法人鳥取環境大学における学校法人鳥取環境大学給与規程の規定によりされた手続は、この規程の規定によりされた手続とみなす。

附 則 (平成24年規程第113号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成25年規程第2号)

この規程は、平成25年1月9日から施行する。

附 則 (平成25年規程第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 削除
- 3 削除

附 則 (平成25年規程第27号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規程第8号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(55歳以上の職員に対する給与の抑制措置)

- 2 削除
- 3 削除
- 4 削除
- 5 削除
- 6 削除
- 7 削除

附 則 (平成27年規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年1月23日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項から第8項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定は、平成26年12月1日から施行する。

(給料の内払い)

- 3 第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合

においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の公立大学法人鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であるもの（その号給がその職務の級における最低の号給である者を除く。以下「特定職員」という。）は、切替日の前日において受けていた給料月額に100分の98.5を乗じて得た額とする。ただし、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）の前日までは、切替日の前日において受けていた給料月額とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員については、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前3項の基準に準じて、給料を支給する。
- 8 前4項に規定するもののほか、給料の切替えに伴う経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

附 則（平成27年規程第18号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第3号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月28日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定は、平成27年12月1日から適用し、第2条の規程による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定及び附則第4項から第5項までの規定は、平成28年1月1日から適用する。

(給料の内払い)

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。
- 3 第2条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、第2条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 4 平成28年1月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号級については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした場合との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整をおこな

うことができる。

- 5 前項に規定するもののほか、給料の切替えに伴う経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

附 則（平成28年規程第19号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第64号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年11月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（給与改定に伴う在職者の給料の調整）

- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、第2条の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給料の内払い）

- 3 第2条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規定」という。）の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 給料の切替えに伴う異動者の号級及び号級の調整等の経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

附 則（平成28年規程第67号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行する。

（管理職手当額の改定に伴う在職者の手当の調整）

- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、改正後の公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（管理職手当の内払い）

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程に基づいて支給された管理職手当は、改正後の給与規程の規定による管理職手当の内払いとみなす。

附 則（平成29年規程第18号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当については、改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第10条の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	扶養手当の額
改正後の給与規程第10条第2項第1号に掲げる扶養親族	10,000円
改正後の給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族	8,000円
改正後の給与規程第10条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	6,500円

備考 職員に配偶者がいない場合にあつては、この表中「8,000円」とあるのは「8,000円（そのうち1人については10,000円）」と、「6,500円」とあるのは「6,

5000円（改正後の給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

附 則（平成29年規程第43号）

（施行期日）

- この規程は、平成29年12月22日から施行する。ただし、第1条（公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条を改正する部分に限る。）は、平成30年4月1日から施行する。

（給与改定に伴う在職者の給料の調整）

- この規程の施行の際現に職員である者については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）第5条及び別表1から別表3までの規定並びに第3条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の一部を改正する規程（次項において「改正後の給与規程の一部改正規程」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給料の内払い）

- 改正後の給与規程又は改正後の給与規程の一部改正規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与規程又は第3条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の一部を改正する規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は改正後の給与規程の一部改正規程の規定による給料の内払いとみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 給料の切替えに伴う異動者の号級及び号級の調整等の経過措置に必要な事項は、鳥取県の例による。

（扶養手当に関する経過措置）

- 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当については、第1条の規定による改正後の給与規程第10条第3項の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	職務の級	平成30年度	平成31年度
給与規程第10条第2項第1号に掲げる扶養親族	事務8級職員及び事務9級職員以外の職員	6,500円	6,500円
	事務8級職員及び事務9級職員	6,500円	3,500円
給与規程第10条第2項第2号に掲げる扶養親族	全ての級の職員	9,200円	9,200円
給与規程第10条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	事務8級職員及び事務9級職員以外の職員	6,500円	6,500円
	事務8級職員及び事務9級職員	6,500円	3,500円

附 則（平成30年規程第15号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規程第1号）

この規程は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成31年規程第4号）

この規程は、平成31年2月5日から施行する。

附 則（平成31年規程第20号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第14号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与規程を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人公立鳥取環境大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年規程第22号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第38号）

（施行期日等）

この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第9号）

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則（令和3年規程第26号）

（施行期日等）

この規程は、令和3年11月30日から施行する。
ただし第2条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年規程第18号）

（施行期日等）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第28号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和4年12月22日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給料の内払いとみなす。
- 4 令和4年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則（令和5年規程第6号）

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

附 則（令和5年規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月21日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

- 2 この規程の施行の際現に職員である者については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給料の内払いとみなす。

(切替前の異動者の号級の調整)

- 4 令和5年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(以下この項において「新給料月額」という。)が同日において受けていた給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるものの給料月額は、令和6年3月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差し引いた額を加えた額とする。

附 則(令和6年規程第5号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

教員給料表

職務の級	1級 (助手)	2級 (助教)	3級 (講師)	4級 (准教授)	5級 (教授)
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200

17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000
36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800

58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100
78	294,700	348,000	415,400	450,300	
79	295,600	348,900	415,800	451,000	
80	296,400	349,800	416,200	451,600	
81	297,200	350,700	416,500	452,400	
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800		
91	304,400	357,100	420,200		
92	305,000	357,500	420,500		
93	305,600	357,900	420,800		
94	306,200	358,300	421,200		
95	306,800	358,800	421,500		
96	307,400	359,200	421,800		
97	307,900	359,800	422,100		
98	308,500	360,300	422,500		

99	309,100	360,700	422,800		
100	309,700	361,200	423,100		
101	310,000	361,600	423,400		
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700			
107	311,800	364,200			
108	312,000	364,700			
109	312,400	365,100			
110	312,700	365,600			
111	313,100	366,100			
112	313,500	366,500			
113	313,800	366,900			
114	314,200	367,300			
115	314,500	367,800			
116	314,800	368,200			
117	315,000	368,600			
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			
120	316,100	369,900			
121	316,300	370,200			
122	316,600	370,600			
123	317,000	371,100			
124	317,400	371,400			
125	317,600	371,800			
126	317,800	372,300			
127	318,100	372,800			
128	318,500	373,200			
129	318,700	373,600			

別表第2(第3条関係)

事務職員給料表

職員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号級	給料月額								
再	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900

雇 用 職 員 以 外 の 職 員	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300		

43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000		
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700		
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900			
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500			
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800			
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100			
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700			
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300			
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600			
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900			
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200			
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600				

84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300				
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600				
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800				
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000				
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300				
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600				
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800				
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000				
94		295,900	343,600						
95		296,200	344,100						
96		296,600	344,500						
97		296,800	344,700						
98		297,100	345,100						
99		297,500	345,500						
100		297,900	345,800						
101		298,100	346,100						
102		298,400	346,500						
103		298,800	346,900						
104		299,100	347,300						
105		299,300	347,800						
106		299,600	348,200						
107		300,000	348,600						
108		300,300	349,000						
109		300,500	349,500						
110		300,900	349,900						
111		301,300	350,200						
112		301,600	350,500						
113		301,800	351,000						
114		302,000	351,400						
115		302,300	351,700						
116		302,700	352,000						
117		302,900	352,500						
118		303,100							
119		303,400							
120		303,700							
121		304,100							
122		304,300							
123		304,600							
124		304,900							

	125		305,200							
--	-----	--	---------	--	--	--	--	--	--	--

再 雇 用 職 員		174,600	213,600	246,800	267,400	275,800	287,200	310,500	328,000	366,500
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第3（第9条関係）

管理職手当

職名	管理職手当の額
副学長	113,900円
学部長 人間形成教育センター長	98,400円
研究科長 国際交流センター長 サステイナビリティ研究所長 地域イノベーション研究センター長	77,300円
副学長補佐	69,500円
副学部長 学科長 情報メディアセンター長 学生支援センター長 就職支援センター長 アドミッションセンター長 AI・数理・データサイエンス教育研究センター長 特命学長補佐	61,700円
副研究科長 専攻長 人間形成教育センター副センター長 情報メディアセンター副センター長 サステイナビリティ研究所副所長 地域イノベーション研究センター副センター長 国際交流センター副センター長 学生支援センター副センター長 就職支援センター副センター長 アドミッションセンター副センター長 AI・数理・データサイエンス教育研究センター副センター長	46,300円
事務局長	92,800円
事務局次長 企画監	61,700円
課長	46,300円

室長（理事長が承認したものに限る）	
参事 西部サテライトキャンパス所長	41,300円

別表第4（第16条第5項関係）

給料表	職員	加算割合
教員給料表	職務の級5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5
事務職員給料表	職務の級7級以上の職員	100分の20
	職務の級6級及び5級の職員	100分の15
	職務の級4級の職員	100分の10
	職務の級3級の職員	100分の5

別表第5（第16条第6項関係）

管理又は監督の地位にある職員	加算割合
副学長	100分の20
局長 学部長 研究科長 人間形成教育センター長 サステイナビリティ研究所長 地域イノベーション研究センター長 情報メディアセンター長 国際交流センター長 学生支援センター長 就職支援センター長 アドミッションセンター長 AI・数理・データサイエンス教育研究センター長	100分の15